

企画経済委員会記録

○開催日時

平成29年9月28日 午前9時59分～午後0時8分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長	下園政喜	委員	石野田浩
副委員長	落口久光	委員	今塩屋裕一
委員	川畑善照	委員	中島由美子

○その他の議員

議員	上野一誠	議員	持原秀行
議員	杉菌道朗	議員	成川幸太郎
議員	大田黒博	議員	帯田裕達
議員	永山伸一	議員	森満晃
議員	井上勝博	議員	松澤力
議員	宮里兼実	議員	坂口健太
議員	福元光一		

○説明のための出席者

副市長	永田一廣	観光・スポーツ対策監	坂元安夫
		観光・シティセールス課長	有馬眞二郎
商工観光部長	古川英利		
施設室長	園田克朗	総務部長	田代健一

○事務局職員

事務局長	田上正洋	課長代理	瀬戸口健一
議事調査課長	砂岳隆一	主幹兼議事グループ長	久米道秋

○審査事件等

議案第132号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

△開 会

○委員長（下園政喜）ただいまから企画経済委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜）異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、2名からの傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合は、委員長において、随時許可します。

△議案第132号 薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（下園政喜）それでは、審査を一時中止をしておりました議案第132号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

まず本案に関して、当局から追加の説明がありましたら、お願いします。

○観光・シティセールス課長（有馬真二郎）特にこちらからの説明はございません。

○委員長（下園政喜）それでは、前回の委員会に引き続き、委員による質疑を行っていきます。

なお、そののち、委員外議員の質疑を受けたいと思います。それでは、委員の皆様の御質疑をお願いします。

○委員（落口久光）この前、時間を気にしながらだったので、少し前回と重複する部分があるかもしれませんが、なるべくはそうならないように質問させていただきます。

まず、契約書をよくもう一回冷静に読ませていただきまして、気になるところというのがありましたので、一つずつ確認させてください。

まず、もともと無償譲渡ということで瑕疵責任がないという記載はどちらにもあるわけなんですけど、過去、補助されていますね。当初の段階だと思えますけど、何で、これ補助したのか。せめてやるとしたら無償貸し付けとか、そういう判断にならないといけなかったのかなと思うんですけど、そもそも最初から判断が間違った事業になっているんじゃないかというふうに、すごくこう思えてならないんですよ。わかりますよね、言っている

ことは。その辺に対して、御意見ちょっとお伺いしたいんですけど。

○施設室長（園田克朗）甑島館の補助につきましては、甑島館活用促進条例ということで、議会でお認めいただいた中で補助制度を確立したものでございます。

これにつきましては、当該施設を活用してホテル事業等を行う法人または団体に対して便宜を供与し、助成措置を講ずるものとなっております。これにつきましては、特に離島のハンデというようなこともありまして、甑島館、それから竜宮の郷も同様な補助制度になっております。営業費の補助というような位置づけで、不動産取得税、それから登録免許税相当額に対する補助、それと甑島館につきましては、温泉源の改修の関係の分、温泉源が復旧を必要とするということで、そこに対する補助、それらで合計補助をやったものでございます。約5,800万でございました。

あと、二つ目が地域交流活性化補助金ということで、甑に暮らす島民の要望やそういうような甑島館の1、2階のスペースを島民の利便性向上に役立てるために、島民からの要望が非常に高かったカラオケボックスや焼き肉レストランなどの施設整備を計画していらっしゃるにしまして、島民への癒やしと交流の場というような形の中で、甑島の活性化の拠点として甑島館が生まれ変わるよう強く考えていらっしゃるということから、島民の要望も踏まえた交流施設というような位置づけの中で補助金を交付しているところで、それが2,000万でございます。

一応、2回にわたりましてそういうような形で補助金を交付しているところでございます。

○商工観光部長（古川英利）ただいまの施設室長の説明の中で、1カ所訂正と、また答弁をさせていただきます。

1カ所は、先ほど竜宮の郷という言葉が出たと思うんですが、今の御質問の分については、甑島館が対象となった助成制度で約8,000万円の補助をしたところです。その内容は、今説明を施設室長が申したんですが、副委員長がおっしゃっている部分につきましては、何でその当初契約のときにこういう甑島館の活用促進条例を用いて営業費等の補助金、泉源改修、固定資産税の課税免除をやったのかという御質問だと思っておりますが、このときは、温泉源以外は、施設の改修を目的と

しておりません。2,000万円の確かに交流活性化施設整備補助金という部分については、カラオケとか焼き肉とか、事前にアイ・ビー・キャピタル社が島民にアンケートをとられまして、それで必要な施設だということで、低いほうの建物自体が交流棟という位置づけもありましたので、そういう補助制度を、譲渡時の条件じゃないんですけれども、こういうことで譲渡したらこういうことで助成をしましょうということでやったところで。

○委員（落口久光）その前の1,881万8,000円と4,000万は、どういう根拠で補助になっているんですか。

○施設室長（園田克朗）1,800万の補助金につきましては、不動産取得税相当額、それから登録免許税相当額を補助金として交付しているものでございます。

○委員（落口久光）それと同時に、温泉改修費補助とかいう名目で4,000万ありますよね。それは。

○施設室長（園田克朗）温泉源の復旧をするため、その改修に要した経費ということで4,000万円の補助をやっているものでございます。工事費自体は約6,000万円程度かかっているということで聞いています。

○委員（落口久光）月を確認していなかったんですけど、このタイミングは、譲渡直後ですか。譲渡してどのぐらいたったときなんでしょう。4,000万の件です。

○施設室長（園田克朗）譲渡直後でございます。

○委員（落口久光）ちょっと話を戻しますけど、譲渡の条件で瑕疵の件がありますよね。瑕疵は、発覚した後は問わないと、そのかわり無償なんですよね。過去の何か記録とかを拝見させていただくと、もともとは何か売却とかいうような話で動いていたらしいんですけど、何かそれが無償になった、売却だったらまたちょっと違う判断もあるかなと思うんですけど、建てるお金を免除してもらいかわりに、あとの瑕疵は全部やってくださいよという契約だったわけですよ。だから、私が言いたいのは、だからそもそも一番スタートのときから市が判断間違っているんじゃないですかねという話なんです。それで、この前までのいろんな議論の中でも、いや、今までやってきた政策が無駄になるからと言われてるんですけど、その理

由をつくっているだけじゃないのかなという気がしてならないんですよ。わかります。契約書とか条例にのっとってないじゃないですかと。これはもう原則論の話です。

○商工観光部長（古川英利）まず、契約時の引き渡しの際に、立ち会いをしながら現況引き渡しということで説明をしております。その際、ちょっと細かい部分については、私どもがちょっときれいに引き渡すというところは確かにありましたが、いわゆるこれは瑕疵責任ですというようなものは生じておりません。向こうもそれで御納得いただいています。ただ、この源泉につきましては、指定管理の時代からもう故障していて、市としてはこれは温泉は使いませんという判断で運営をさせていただいておりましたが、先方からの強い要望もあって、無償譲渡で受ける際にはぜひ温泉を再開してみたいというようなことがありましたので、それではこういう制度も含めて、あと固定資産税の減免等もあわせてだったんですけど、こういうことではどうでしょうかということで、先方にさせていただきました。

言いたいのは、隠れてここは実は後で故障していましたよ、薩摩川内市に責任がありますよといったものはないということで、そういうものに対して我々も対応する必要はないということで、先方とは協議が終わっているところです。

○委員（落口久光）済みませんね。どうもその辺がこう気持ちよく納得できないですよ、やっぱりね。何だかんだ言いながら、やっぱり補助していますというようにしか聞こえない。

ちょっと、ここ多分、ここも堂々めぐりなんだろうけれども、すっきりしなというのはわかってくださいね。

あと、そもそも、また契約の内容にいけますけど、今回また半年間、休館したいということと、その休館に際して工事とかいろいろやる分、ちょっと多額にかかるから補助をという申し出が二つ出てきましたね。

この前、総務文教委員会でも一部そういう意見があって、相反する意見が出ておかしいじゃないかと、その雇用がないと言っておきながら雇用がもうめどが立ちましたとか、そんな同時期にこんなおかしいのが出るはずがないという意見も出ましたけど、その以前の問題で、やっぱり契約書の中に、継続ができないと言ってきたわけですよ、

いかなる理由があるとしても。となると、これってやっぱり契約不履行案件じゃないですか。

冒頭、ちょっとこれもおかしいんじゃないかと言った、その1,800万とか4,000万とか、そういうのに対しても、そういう思いもあるんだけど、そこから現在に至ってもやっぱりこれもやっぱり契約不履行事案として、そもそも契約にのっかって対処すべきじゃないかという思いがすごく強いんですよ。

それを引っ張る理由がわからない。そういうルールじゃないですか。違った見方をすると、条例違反を市がやっているというふうに見られてもおかしくないんじゃないかなと思うんですけど。その判断に至る大きな理由、納得できる理由を教えてください。

○商工観光部長（古川英利） おっしゃる通りですね、条例違反を黙認とかそういうことではなくて、あくまで契約行為ですので、仮に撤退ということが文書で来れば契約解除になります。契約に基づいて更地で返してもらおうというのは、先方にもその意向を伝えております。

最初、無期限の休館、期限を定めない休館の相談もあったんですが、休館ということも契約解除の事象になるので、休館のその期間によっては、そういう理由も我々としても納得できるかもしれないんですが、どのようにお考えですかということと打ち返しているところがあります。

こちら辺の解釈については、顧問弁護士とも相談してやっていますので、実際、向こうが撤退したいと言いましたら、我々のほうから、契約解除で、契約書どおりで更地で返してくださいと、もうこれ以上のことはちょっと言えない状態ではあります。

何でそれをしないのかということにつきましては、6カ月間という期限が定まっているということと、当初我々が聞いていた雇用の対策、これについては地元の協力を得られて、また応募も実際あったので、何とかうまくいくんじゃないかという意向が向こうから示されたことと、地元のほうからぜひ運営を継続してくれという御要望も直接いただいておりますので、私どもとしては、6カ月間の休館というのは非常に残念なことではあるんですけども、何とかアイ・ビー・キャピタル社が経営を続けたいという意向も伝わってきましたので、今回の提案に至っているということ

になります。

○委員（落口久光） 雇用の話がちょっと出てきたので、そこにちょっと挟んで、どのような雇用の規模というのかな、働きたいという方々がいるのか。パートタイマーなのか、フルタイムなのか、時間的な制約がある人なのか、もしくはそのウエートが何%ぐらいなのかとか。一部は、この前もちょっとお話伺った方もいらっしゃいましたけど、2時間とか、そのぐらいの時間であれば働ける人がいるというのは言われたんですけど、雇う側からしたら、1時間、2時間とかいう方々は雇えないはずなんですよ。特にサービス業であれば、もしそうであれば、うまくいくという判断自体が甘いとは私は思っているんで、実際どういう感じの雇用希望者がいるのか、教えてください。

○商工観光部長（古川英利） 私どもが把握している分では、その3名はフルタイムの希望者で、三人とも今島に住んでいる若い二、三十代の方というふうに聞いているところです。

その判断が甘いのかどうかというところは、我々も一応チェックをしながらしていますが、あと大きいのは、やはり地元のコミュニティも含めて、地元の方々が紹介しようというような意欲が高まっているという部分を鑑みまして、今回の提案とさせていただきます。

○委員（落口久光） では、次、建屋とこの土地と、二つの契約書があるんですけど、その先ほどから言っている更地返還の件ですね。土地の14条の項目に確かに更地でというのはあります。あるんですけど、逆に建屋のほうは、15条に原状返還というのがありますよね。この原状返還というのは、皆さん、御存じなんでしょう必要ないかもしれませんが、いろいろこう手を入れたものは、元に戻して返しなさい。もしくは、そうせんでもええと判断できる状態であれば、そのままの状態での返還も可能だというふうに書いてあるんですけど、ベースであるのってやっぱりこれ建屋の無償譲渡だと私は思っているんで、逆にこれ、この更地返還というのを、あんまり業者さんに全面的に言うのはどうかという気もするんですよ。それはやっぱり、逆に貸し手として、人としてどうなのというところがあって、原状の返還とか、そういうのがよろしいんじゃないかという気がするんですよ。もちろん、お金もかかるし、逆にそれを先ほど言いましたように契約不履行で市に返

してもらっても十数年後はまた市で取り壊さないといけないというのが嫌でというのものもあるかもしれないんですけど、それはやっぱり人道的な判断としては、市で受けてでもという判断をしたほうがいいと思うんですけど、それをこう更地、更地と言われるものですから、逆にこの二つをこう重ねたときに、どちらが優先かとなったときに、やっぱり建屋の契約だと私は思うので、その更地にこだわる理由がわかりません。解釈だけの問題かもしれないですけども。

○商工観光部長（古川英利） これも、無償譲渡するときに大分御議論いただいた部分なんですけど、何で無償かと。取り壊し代をマイナスにして、過去に実際かかった、今後かかるであろう部分とかそういうのを全部差し引いてマイナスになるので無償譲渡しますということで、先方は更地返還というのは原則として、契約の原則として更地で返さないといけないというのは十分承知しております。我々は、先ほど言われたように、契約が基本ですので、基本は更地で返してくださいということ以上は言えなくて、これも、あと仮にですけど、我々が契約解除した場合に、資産が上がった部分については、向こうは自己負担をやっておりますので、その建物の評価について、我々のほうにそれを求められる可能性もありますので、ここはまた契約上のやりとりの、弁護士とのやりとりの中で、我々から、いや、建物はそのままいいですよとか、そうやったら価値が上がった部分は市のほうでまた補填しますよとか、そういったことは一切言えないというスタンスで今挑んでいるところでもありますので、先ほど言われたように本当にこの契約基本であれば、更地返還ということでいかにざるを得ない状況です。

○委員（中島由美子） 済みません、今の件で、この公有財産譲与仮契約書と今言われたように二つあるわけですよね。土地使用貸借仮契約書とあって、確かに土地の場合は、更地返還と書いてあるんですけど、今言われたように15条では原状のままというのがあるんですよ。ここは矛盾はないんですかというのが1点と、もし、更地となったときに、試算をされているのか。あの甌島館を更地に戻すときにどれぐらいかかると想定というか、何か試算をされたことがあるのか、2点、お聞かせください。

○商工観光部長（古川英利） この契約書につい

ては、ちょっと契約をする時点から、顧問弁護士と相談させていただいておりまして、矛盾は生じていないということで考えております。

あと、建物の取り壊しについては、解体費を4億9,500万で見積もっております。

○委員（中島由美子） やっぱりこの甌島館をまださらに続けていくというのは、私はやっぱり甌島にとっては大事なことだろうと思っはいるんですが、そうしたときに、何度も前も聞きましたけれども、地元の方々が魚も出していなかったとか、野菜もだめだったとか、そしてましてや現実には雇用もなかなか協力がなかったわけですよね。それを今回、こういうことがわかって、本当に協力しますよという体制が整ってきているとおっしゃるんですが、そして、今三人フルタイムでというのも聞いているので、ああ、そうなのかなというものは少し思うんですけど、本当に大丈夫なのかという、そこが一番ポイントだと思っはいるんですが、もう本当に税金を投入するわけですよね。1億という大きなお金だと思うんです。そして、本当に地元の人たちがもう甌島というところは、やっぱり小さな地域、地域で違いますから、いろんな考え方を持っはいらっはいる方の集まりですので、もういろいろあると思っはいるんですけど、本当に一枚岩になっているのかどうかという判断はできているんでしょうか。

○商工観光部長（古川英利） いわゆる地元が一枚岩になっているのか、今後、その甌島館に協力してもらえるのかという判断のことだと思うんですが、私どももそういう部分、不安な部分がありましたけれども、この議案を上げる前に何度も地元と話をしています。現在、一枚岩になっていると言われると、そうじゃない部分も確かにありますが、明らかにこれまでと違うのは、さっき言ったように地区コミュニティ協議会であるとか、それから商工会の青年部の方からも直接私どものほうに連絡があっはって、何とか残す方向で雇用対策なんかでも協力するのよという声を直接伺っはっておりますので、何とかいけるんじゃないかという判断のもとで提案させていただいているところですよ。

○委員（今塩屋裕一） まず、この前のお話でもちょっと出たという、重複するところもあると思うんですけど。まず、甌に使われるという今回1億円と出たときに、甌島館の施設としても甌島館ばかりじゃなくて、いろいろまだこれから老朽

化といえは出てくると思うんですね。やっぱり、民間から言わせたら、無償譲渡したところに1億円となれば、大きなお金だということをやっぱり大多数言われる方もいらっしやって、これはもう本土側の方も言う方もいらっしやるんですけど。例えば、市のほうで3,000万以上になると融資制度、金利の安い融資制度とかそういうふうな考えとかなかったのかなというのを聞かせてもらいたい。契約として、あと37年までとなつて、あと8年半なんですよね。例えば、料金体制も今リニューアルと言ったら何ですけど、今の甌島館になってから金額は高いと。前だったら甌島に泊まる方だったらもう甌島館を勧められるんだけど、金額が高いからやっぱりほかの民宿だったり泊まられている現状があるんです。そういった、今回1億円、税金を入れたときに、そういう料金体制というのにも入っていけるのでしょうか。例えば、やっぱり地域密着だったら、やっぱり料金も下げないと、そしてやっぱりリニューアルオープンとなると、料金のこの金額で宿泊というのは非常にやっぱり難しいとやっぱり考えるんですね。我々もそれからあそこの甌島館に泊まったのはまだ1、2回ぐらいしかないですので、そういう料金体制というのにも市としてもやっぱり協議というか話し合いというのはされたんでしょうか。

以上、2点を聞かせてください。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫） まず、融資制度等についての検討はという御質問でございました。今回については、その融資という部分については、具体的にはしておりません。

というのと、料金体制につきましては、今御指摘のとおり、先般もありました入浴料を含めて宿泊料金についても確かに料金が上がっております。これに係る部分については、経営の根幹にかかわる部分でもございますので、そういう部分で料金が高いよという部分の御意見等の部分については社のほうにもお伝えしながら、地域あるいは利用者の声として届けてまいりたいというふうには考えております。

○委員（川畑善照） 無償譲渡は、我々議会も通しているわけで、責任も感じているわけですけども、現実的に、やはり資材の調達、地元産品の調達、あるいは地元の雇用の問題、それから意見交換会、今までできてこなかったこと自体がおかしいのであって、地元とよく綿密にされながら、

それで雇用も冬場は閑散時期で大変だと聞いておりますので、そういうときの雇用の問題とか、もう無償譲渡したわけだから、当事者の会社の責任、キャピタル社の責任かと思うんですけども、やはり今後これを一例としていけば、たくさんの前回も言いましたけれども、やはり一例をつくってしまうと大変な、あちこち出てくるよと。さっき出ました竜宮の郷とか、あるいはゆったり館とか、あるいはどんなどころでも出てくるわけ。すると、市のそういう財産に関してだけ補助が出て、民間には出ないという、そこに問題があるんですよ。

ですから、もうちょっと今後ですね、これ契約をされるときに、ちゃんと結んでいただいて、瑕疵は、雨漏りは見つからなかったとか、あるいは雇用の問題も噴き出てなかったとか、指定管理者制度でやった当時の甌島館を考えると、その業者が、そのときに要望しておれば、そのときにそのままいったのじゃないかと思うんですね。だから、もうちぐはぐな面が、いろんなのが出てきていると思うんです。だから、そういうところのように整理されようとしているのかお聞きしたいと思います。

○商工観光部長（古川英利） 幾つかあったんですが、まず、指定管理時代、合併してから第三セクターで多少運営してから指定管理になってきました。

本会議でも答弁させてもらったように、実際改修費として、市は1億円近くを投入しています。ある程度メンテナンスについては、計画的にやってきております。ただ、10万円以下の部分については、指定管理者でしないといけない部分があったんですけども、そこが全部できているかという、なかなか行き届いていない部分があったのは事実です。なんですけれども、現況引き渡しでやりましたので、その後については我々としては責任を持ちませんと、この姿勢は一貫しているところです。

ただ、現実ことしになってからも新しく雨漏り箇所がふえていることは事実でありまして、やはり、その海辺に建っているああいいう大きい施設の維持管理というのは大変なんだというのは改めて感じているところです。

今、議員おっしゃったように、アイ・ビー・キャピタル社との関係は、そうやって瑕疵責任はないんですけども、甌島に限って、大規模な施設

の改修は旅行会社からのリクエストもありましたので、数と質の向上という部分で今回提案させていただいているところです。

本土側で2施設あります。清風と東郷温泉ゆったり館。ここはどういう契約になっているかというと一緒に。更地でありまして、もし、撤退ということになれば、同じように更地で返してもらうという姿勢（後刻訂正発言あり、本ページ右記参照）で、市としては現行の制度で何か補助しようとか、あとよく言われる運営支援的なことは一切考えておりませんので、そこはもうはっきりとさせたいと思っております。そこら辺は、今の運営されている沖縄ゼネラルさんとか、九州ホテルリゾートさんには、お話はさせていただいているところで、甌でこういう動きがありましてということも含めて御理解はいただいているところでございます。

あと、今後につきましては、予算を認めていただけたら、今いただいたような御意見も踏まえて、地域の声というののちゃんと伝えないといけないと思います。料金の話もありました。あと、継続ちゃんとするかというのは、契約に書いてあるんですけども、改めて確約書という形で補助金申請の書類にその確約書もつけて提出していただくように今考えているところでございます。

○委員（川畑善照）先ほど言いましたその地元との意見交換会は何回ほど開かれて、今後、もしそのまま継続される場合は、やはりもう毎月ぐらい開いて、それから地元の資材とか産品の調達というのやはり条件をつけないければ、結局、現実的には資本主義はそうなんですけれども、流通業界もそうなんですけれども、全てが自由競争ですので、なかなかそういう意見も言えない面もあるかもしれないですけど、やはり、地元でその市がただでくれた品物で稼いで全部本部に行ったらよという考えがちらほら耳に聞こえてきたものですからね。そういう感覚であれば、それはもうどこの流通業界も今そうなんです。全てコンビニにしても何にしてもそうなんです、そういうことをやはり意識的に持っていらっしゃる住民、商売人というのは多いと思うんですね。ですからそのところをやっぱりじっくり語らなければいけないんじゃないかと思っておりますので、そういうところをどのようにお考えでしょうか。

○商工観光部長（古川英利） 済みません、答弁

の前に先ほど私、本土のほうは更地返還と。原状回復の契約になっておりますので訂正させていただきます。いこいの村が原状回復で、ほかが更地です。全部まとめて言ってしまったようで申しわけございません。（本ページ左記の発言を訂正）

地元とのかかわり方です。私どもがオープンな形で地元説明したのは、実は8月でしたが、引き継ぎのときから、地元とはいろいろ間に入ってやらせていただいております。前の指定管理者の関係で、多少引き継ぎのときにトラブルもあったんですけども、一番大きいトラブルは、雇用の関係とか物品もあったんですけど、取引の問題もありました。取引しないよということもありましたので、2種類の対応をしました。

一つは、島内で理解していただく方を少しでもふやそうということで、今は23社、おつきいさせてもらっていますし、漁協さんとも魚の調達の体制が今整っているところです。もう一つは、そこでカバーできないやつは、本土側の薩摩川内市内の業者さんを紹介して、その場をしのいだということで、一般住民の方を集めて説明会ということとはなかなかしていなかったんですけども、自由競争の中で、私どもでできることはということで、支所も含めてずっと継続的にやってきたところです。

ただ、委員おっしゃるように、オープンな形で地域が一枚になってという部分では、そういう説明の機会を持っていなかったもので、そこは反省しております。今は、逆に地区コミュニティの会長さんとアイ・ビー・キャピタル社の社長と直接電話でやりとりをするような関係ができてまして、今週も打ち合わせをされたようですが、今後は月に1回ぐらいは情報交換、意見交換していこうねという確認もされているようですので、今後の対応については、十分見守りながらも地域の自主性はちゃんと尊重しながら支所も含めてフォローアップできるところはどんどんしていきたいとは考えてるところです。

○委員（川畑善照）はつきり言いますけれども、この予算が通らんかったら、もう撤退ですか、そこです。

○商工観光部長（古川英利）可能性は否定できないと考えております。

○委員（石野田 浩）今の話を聞いていても、川畑委員がこれが通らんかったら撤退ですか、そ

の可能性も十分と言われるということは、この補正予算を組む時点で、今の経営者ありきの提案みたいな気がしてならないんですよ。それで、しかも1億円とか、5,000万とか、根拠は示されない。ただ、今、見積もりは出せませんとおっしゃる。それは確かに補助金が決まって、申請をされた時点で見るとはしょうけれども、でもその1億円の根拠とか、5,000万の根拠とかというのはあるはずなんですよ。そういうところがやっぱり示されていない。その辺はどうなんですか。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫） 根拠の部分につきましては、当初、前回のときに課長が説明申し上げましたとおりですが、議員、御指摘のとおりです。

見積もり関係については、協議の話の中で我々も見ておりますし、見ておるんですが、なかなかその具体の相手、施工業者を含めまして、相手が今見積もりを再度取り直している段階中ということで、今回お示しできないという説明をさせていただいたところです。

その精査の中身というのが、やはり、御承知のとおり離島でありますので、本土側で工事する場合と離島で工事する場合という、経費の部分とか、かなりの差が出てくるようでありまして、そこらあたりをまだ細かく精査するというので、今まだ見積もり中であるということでありました。

○商工観光部長（古川英利） 今の甑島館を運営しているアイ・ビー・キャピタル社を限定した形でありきじゃないかということだったんですが、これにつきましても、我々、今の譲渡契約の中でやっていますので、アイ・ビー・キャピタル社も前提でやるしかないということで今考えているところです。

さっき、撤退の可能性も言われたんですけども、ここら辺は私どものほうからは、アイ・ビー・キャピタル社に促すようなことは基本的に考えておりませんで、あくまで先方の判断を待つからのやっぱり対応というふうにならざるを得ないと思います。

誤解のないように、地域の中でいろんな意見があるのは承知しているんですが、例えば、甑島館で稼いで福岡にお金を持っていくという、さっき、触れられましたけれども、これも、よくよく冷静に考えてみると、我々も確認しましたけれども、今累積赤字で4年目からようやく黒字になるよう

な体制で、あと改修につきましても8,000万ほど市も補助をしましたが、それ以上に自己負担もあります。今回も1億円に対して、1億5,000万から2億の間、あるいは1億8,000万という数字も出たり入ったりしているんですけども、ある程度自己負担もされながらやっているんで、そういう地域の誤解もありませんが、甑島館を当初契約どおりやりたいとおっしゃっている中で、我々としては先ほど言いましたように、お宅はもう撤退してくださいというのは契約上も言えないというようなスタンスで今いるところです。

○委員（石野田 浩） 撤退してくださいとは言えないでしょう、それはね。言えないんだけど、休館の申し入れがあって、それじゃあもう契約不履行ですよということと言えるんじゃないの。申し入れがあったわけだから。それをあなたたちは休館をしてでも継続する方向で何とかしようという考えがあって、補正予算も組んだわけでしょう。だから特化して表面に出ないけれども、しかし、実際積算するとか、あるいはその補助金の設定をする段階においては、やっぱり今のキャピタル社、その言い分とか、その説明とかあってその金額も決まったはずなんですよ。まずは、補助金額なんかですよ。でない、やっぱりそこに根拠あったんでしょう。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫） 今回のその支援制度につきましては、確かに休館という甑島館からの申し出そのものがあったわけですが、それとそのものについては、繰り返しになりますけれども、以前からその甑島館を含めた宿泊施設についての質であるとか数であるという部分の充実が求められていた、あるいは意見としてありましたので、制度としては考えておったところであります。

今回休館の申し出があって、たまたま制度の提案と一緒にってしまったのは、ひとつ御理解いただきたいと思います。ただ、甑島館のために、今回新たにその休館があって制度を考えたということではないことをひとつまず御理解いただきたいと思います。

○委員（石野田 浩） そういう制度を設定するんだったら補正予算じゃなくて、ちゃんと新年度予算に組んで政策というのはやるんでしょう。だから明らかにこの補正予算は、現在の経営者から

申し入れられたことを根拠につくっているんですよ。後づけですよ。だからその辺がおかしいんじゃないのということなの。その辺、我々も理解できないんですよ。

だからそういうことでないと、本当に確かに甑島は必要ですよ、今まで投資したんだから、もうここで棒に振ってしまったらいけない、それはもう十分わかる。だから前から言っているように、それだったら行政で責任を持って、指定管理者なり直営なりしなさいというのを私は最初から言っているんだけど、そういうことをしないと、ありきで条例をつくったり、補正予算を組んだりというというのは、今、対策監言った言葉と全然違うじゃないの。それだったら、新年度予算を組めばいいんですよ。本当にそう思っているんだら。ことしの新年度でもよかったわけですよ。そうでなくて、そういう話が出てきて急に補正予算でしょう。ありきじゃなくて何なんですか。

○副市長（永田一廣） 厳しい御指摘いただいているんですが、新しい制度、あるいは関連予算を計上するという場合は、一般的に通常は、おっしゃるとおり当初予算でしっかり議論していただいてスタートすべきというものでございます。御指摘のとおりだと思います。

繰り返しになりますけれども、甑島の宿泊施設の支援策については、これまでいろんなリクエストを聞きながら検討はしてきておりました。これは、もうこの間も申し上げたとおりです。

それと、甑島館の経営状態について、いろんな先方からの相談とございますか、そういったのが来出したのが今年度春先以降でございます。それまでの間もいろいろやりとりはしていたわけですが、休館とか厳しい経営状況というのが深刻な話になってきたのがこの29年度、今年度になってからでございます。

そういう経過の中で、休館をしたい、それから支援策もいただきたいというのが、先方から出されたものですから、前倒しでとございますか、異例の議会の相談という形になっていますけれども、今回、制度としてお願いしたところでございます。

金額につきましても、1億円、概算1億8,000万とかいう数字を先方からちょうだいしていますが、そういった支援額イメージを持ちながら、そしてまたいろんな市の企業誘致の支援制度もでございます。そういったのも1億円というの

もございましたので、そういったものを参考にしながら、今回、提案したものでございます。

甑島館ありきというのは、前回もいただきましたが、予算的には今回甑島館の1億円、上限1億円ということではしておりますけれども、制度としては先ほど譲渡施設だけという御発言もありましたが、民間の甑島の民間宿泊施設も含めて一定の要件を満たすものについては、助成をしていきたいというものでございます。

○委員（石野田 浩） 今、副市長が言われたことはよくわかるんだけど、そしたら、例えば、今、甑島館が出ています。今度ほかの何か所かあると言いましたよね、5カ所ぐらいあるという話だった。そこが出てきたらまたそのたびに補正予算を組むんですか。

○副市長（永田一廣） 現時点で、個別の相談、老朽化対策をしたいとかそういう声は、下甑の大小を問わず、そういう声は聞いていますので、今後、この制度がスタートしましたら、直接聞いて、要件合致するものについては、場合によっては補正予算なり、あるいは新年度に向けましてその予算を御相談するということは十分考えてございます。

○委員（石野田 浩） 今、最後に言われたように、そういういろんな意見を聞きながら地域振興のためには補助金というのも必要だから、やっていかなきゃいけないんですよ。だけど、今最後に言われたように、そういう意向を聞いて補正予算と言うのは、今のこの件に関して言われたんだと思うんだけど、新しい制度で本予算に組んでそういうものをつくっていった支援していきましようというのが普通なんですよ。

どうもだからその辺が納得はしかねるものだから、必要な施設であるというのは、もう市長も言われている、我々もそう思っています。今まで、もうかなり投資しているわけだから、そう思っているんだけど、この辺が非常に難しい判断ですよ。だけど、この議案の出面から見ると、さっき言ったように、後づけにしか見えない。

その辺を今度は市民の方々に、どういうふうに説明するのか、しっかりと説明する場所だとか、そういうのも考えているのかどうか、その辺も聞かせてください。

○商工観光部長（古川英利） 今回の制度につきましては、あくまで議会で御承認いただいた上で、

制度の説明も10月にはやりたいということで考えてはおりますが、この制度だけじゃなくて、甑島館が休館に至った経緯と、今後の雇用対策等を含めてですね、上甑島と、あと下甑島でもちょっとやりたいというふうには考えているところです。

○委員（石野田浩） 譲渡契約を結んだ時点で、一定のその業者に補助するという自体、もうおかしいわけだから、やっぱり改めてするしかないんじゃないのと思うんだけどね。この補正予算を通すのは構わないですよ。だから、今すぐさまとかいう話になってくるとおかしくなる。だから補正予算というのは、なかなか難しいと思うんだけど、今さっきから説明されているように、制度をそういうふうに設けたいというんだったら、新年度に予算を組んでやるのが当たり前だと思うんですよ。ただ、老朽化が進んでいるよ、あるいは、休館をする期間が延びてしまうと、それだけ損失を与えるということで、補正予算だというふうに言えば言えるですよ。言えるんだけど、やっぱりいろいろな契約だとか、いろんなものをねじ伏せながら、つくろってきたような提案にしか見えない。そのように思いませんか。そう思わないんだったらおかしいよ、本当に。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫） 委員のほうからありましたとおり、このタイミングの時期につきましては、我々としましては、いずれにしましても、その大型工事が予定されてございますので、今後のその工事等を考えますと、閑散期に工事をしていただくのがベターかなというふうに考えてございまして、今から冬場に向かうこの時期に、工事をやるのであればやっていただいて、お客様に対する影響が、その時期が一番少ないんじゃないかと。影響はあると思います。確かにその館そのものに対する影響もあると思いますが、その時期が一番閑散期にやるのがいいのではないかと。ということで、この休館の時期にしたほうがいいという考えで、それを認めているというものであります。

○委員（川畑善照） 今、石野田委員と関連するんですけども、甑島の結局、一般の民宿まで含めて条例をされるというのは、わかるんですけども、しかし、はっきり言って先日も申しましたけれども、行政がこういうサービス産業を手を出しているのはたくさんあるですよ。甑島だけが例えば全く個人の民間の人たちのところだけが条

件つきで、補助金制度をすると。今度は、本土のほうは、ゆったり館とか、前も申しあげましたね。例えばサービス産業、販売も含めてですけれども、遊湯館とか今黒字であっても、いずれ民間に譲渡される場合には、古くなってから渡すわけですので、そういうのが出てきます。それと宿泊施設も、民間を含めて、それもしなければ甑島だけというそれが今度はいろいろ出てくる。耳にも入っているんですけども、行政がつくったサービス産業だけじゃなくて、本当の民間のところも甑島並みに本土もしなければいけないんじゃないかということが聞こえてくるものですから、それはどういうお考えでしょうか。

○商工観光部長（古川英利） 民間譲渡の考え方というのは、市が持っていて、本来は民間でべきだという考え方のもとで、合併後引き継いだ施設もたくさんあります。この甑島館も指定管理という形をやったんですが、なかなか経営的にうまくいかないということで、収入が1億円あっても例えば行政でやれば1億4,000万円、毎年4,000万円の赤字が出てくるような施設なので、民間の活力でももらえないかということで、譲渡をさせてもらいました。ほかの施設も同じ考え方でやっているんですけども、今後はそれを行政負担でずっとやり続けるかどうかということがあって、そこは今回みたいな途中撤退の可能性も含めて休館ということになったわけなので、そこはちゃんと分析しながら対応していかないといけないとは思っていますが、基本的には民間でしていただくというところで、サービス産業の部分では考えているところです。ただ、これが行き詰まったときの対応というのを今回の御意見も踏まえながら対応していかないといけないということなんですけど、あと本土との関係につきましては、人口の5%の島を特別扱いしているんじゃないか、事業者の数も少なく、本土も一緒にやればいいということなんですけれども、逆に考えると、船賃をわざわざ払って、島まで行って宿泊、ここで観光を成り立たせるというのは、条件不利地域に対する何らかのやっぱり支援策というのは、必要ではないかという考え方で今回の提案をさせていただいておりますので、この前も言ったように、キャンセルがいきなり140人出てどうするということも、そういう頻度も話もありますので、特別扱的に今しているところです。本土側でも

試算すると、物すごい大きい金額で同じルールでやればということもありましたので、今回は甌島に限った提案とさせていただきます。

○委員（川畑善照）確かに離島というのは、抱えていると思います。しかも観光の目玉に、今の市長は取り組んでいるというのもよくわかっています。ただ、本土のほうでは、民間に渡したいこの村とか、あるいははまだ休んでいる竜仙館とか、鷹の巣温泉とか、それから入来のかんかの里とか、そういうのが民間譲渡で無償で渡しますよとなったときはわかりますよね。しかし甌島だけではなくて、甌島の場合は、例えば全く個人のところまで設備を補助制度がありますよね。例えば高城温泉とか、樋脇、市比野、あるいは入来とか、そういうところの民間のサービス産業に対する取り組みというの、ある程度甌島並みではなくてもいいから、なければいけないんじゃないかなという声も出ているものだから、特に今度のこの件でまた出てくると思うんですよ。ですから、そこのところやっぱり慎重にされるべきだと私は思っております。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）本土側の支援の部分につきましては、今回のその限度額、5,000万円、あるいは1億円という限度額とは規模が全く違いますけれども、限度額100万円という、そういう小規模の部分については、本土側も対象とする制度を設けておりますので、そちらのほうは御活用をいただいているところであります。

○委員（落口久光）ちょっと気になる答弁が。先ほど離島ということで、本土と離島でプラスアルファの船賃があったりとか、そういうことで幾らかの補助が必要という考え方もあるのかなという気もしないではない中であっても、行政としては、特別扱いはしたらいけないと私は思うんですよ。やっぱりそこは、基本的な考え方の部分ですよ。やるべき特別扱いという表現は違うんですけども、やるべきこととしたら、イベントであったりとか、もうそういう環境にいろんな公園整備とか、そういうので、集客が望めるような環境をつくってやるというんだったらわかりますよ。その意味での特別扱いならわかるんだけど、今回のやつの特扱いは、本当の特扱いじゃないですかね。ちょっと気になって。本当はこの件について質問するつもりはなかったんですけども、

そういう意味では、ここすごくひっかかりますよ。どうですか。

○商工観光部長（古川英利）商工観光部署のものに限って言いますと、やはり有人国境のやっぱり法律の関係とか、過疎の関係とか、あと離島関係の補助金とかいうのが結構メニューがそろっているところがあります。そういうのを活用しながら、できるだけ条件不利地域の中でも持続的に住み続けていただくという仕組みはやっぱり必要だと思っていまして、これは本土側でも、過疎地域という設定があって、特別ないろんな支援制度とかあるんですけども、今後運賃の低廉化、今、有人国境離島で島民に限ってやらせていただいております。そういったことも含めて、条件は悪くても住んだり、商売を続ける部分というのは、ある程度の制度は必要なのかなという考え方で今いるところです。

○委員（落口久光）話を変えます。雨漏りとかいろんなふぐあいがあるという話ですけれども、具体的にどういう規模でというのは、前回うまく答えていただけなかったという記憶があるんですけども、レベル的にどうなんでしょうか。専門家的な判断をしたときにどういうレベルとか、現地確認の結果であったりとか、そういうのは、今はおありなんですか。

○商工観光部長（古川英利）甌島館を引き継いだ後から私ども施設はしょっちゅう見させていただいておりました。港のほうから見ると、ガラス張りのいわゆるカーテンウォール的なところがあるんですが、これは以前、外の外壁の目地は埋めたんですが、今度はサッシ自体のサッシの中の目地のところから雨漏り等が生じているというふうに聞いたりしておりますので、多分ああいうのを全部かえないといけないんじゃないかと考えていますが、そうするとかなりの多分金額になるんじゃないかと。あと配管もいろいろ施設の中も見えておりますけれども、特殊な配管を使ったりされているので、なかなかそういったものもまとめて施設自体閉じて大規模にやり直さないといけない状態ではあると思っております。前回、大体見積もりの中身の説明はさせてもらったと思うんですけども、規模的には1億5,000万円からやっぱり2億円ぐらいはかかるんじゃないかということで、以前いただいた見積もりでは、私どもも精査はしているところでございます。

○委員（落口久光）現地の確認のほうはどうな
んですかね、現場確認です。

○商工観光部長（古川英利）アイ・ビー・キャ
ピタル社に一級建築士がいらっしゃるんです。関
係社員がいらっしゃるんですが、その方と一緒に
私ども職員は立ち会ったり、現場の確認はさせて
いただいているところです。

○委員（落口久光）今回ですか、それは、9月
7日以降の話ですかね。

○商工観光部長（古川英利）施設の改修、それ
から休館の話、雇用の話、今年度話が出てしまし
たが、今年度の頭から何度か立ち合いをさせてい
ただいております。

○委員（落口久光）今年度の頭からということ
は、昨年度の末からそういう話があったわけです
よね、きっとね、多分ね。となると、石野田委員
が言われたような、何で最初から出さんのかとい
う話になると思うんですけども。これも直接私
がお話を聞いているわけではないので、確認をし
ないといけないと強く思っているところがあるん
ですけれども。今、アイ・ビー・キャピタルさん
だけの運営での話になっていますね。ただ、別の
ところでは、やっぱり島側のほうでも、規模は、
私はわかっていないですけども、島民の方が一
緒になって、何がしかの社的なものを設立して
でも運営しようかという話をされている方がいる
という話も聞いているんですよ。そういう方々の
話とかいうのは、聞かれていないのかなど。逆
にいろんな契約不履行じゃないかとかいろんな話
をさせてもらったんですけども、一番いいのは、
やっぱり島民の方が中心になって、もちろんプロ
パーの方を雇わないといけないとかいうのはある
と思うんですよ、専門的な業務なので。あるん
ですけども、もっともっと地元で根づいた組織と
してやったほうが市にとってもいい結果になるん
じゃないかと思うんですけども、そういう方々の
意見集約というのはできているんですかね、協
議会をやられたとは言っているんですけども。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）基本的
に甑島館、これまでも同じでありますけれども、
運営経費、そのものに対しては、基本補助をしな
いという考えでまずあります。

それと、今、地元で会社を設立してということ
があるという情報もあるということですが、そう
いう部分があれば、これまでも実は社のほうでは

地域の方々とそういう現在業をやっておられる方
に声かけをされたりという機会もこれまであつて
おりますので、そこからはまだ出てきてい
ないという、そこまでは踏み切れないというこ
とは、社のほうからは聞いております。今後、そ
ういう部分があれば、できるだけ、先ほど来ありま
すように、雇用を含めて、地元の方々を雇用して、
経営がうまく回るように、そういうのも考えてい
るということでございますので、そういうふう話
があれば、ぜひ我々もつないでいきたいというふ
うに思っております。

○委員（落口久光）9月7日までは少なくとも
今の経営者がいらっしゃるから、おいたがが会社
をつくって入れたいという人たちは絶対ないわ
けですよ。当たり前のことですよ。やっている
のに、のっとりとかになるわけで絶対あり得ない
わけで。だから、この7日のそういう提案があつ
た後で、ぱっと確認しなかったのかなというのが
あります。

○商工観光部長（古川英利）9月7日以降で地
元で甑島館やりたい人の確認をとったかというこ
とについてはとっておりません。ただ、この無償
譲渡の前に、前の指定管理者の撤退の話があつて
から、甑島で甑島館をしてもらえないかという話
は、この上甑島だけじゃなくて、下甑島あるいは
本土側のホテルを運営されている方全てに声をか
けさせていただいておりますが、やはり皆さんや
りづらい、厳しいというような御回答をいただ
いております。島外も含めてやったんですけども、
結局ある程度資本がある、余力があるアイ・ビー
・キャピタル社しか手を挙げていただけ
なかったという現状であります。

あと、今委員おっしゃったように、会社を設立
して、地元でやりたいよということは、私どもも
聞いておりますが、赤字補填の話までは皆さんさ
れていないんです。そこについては、ある程度の
行政の支援ももらいながらとか、何かいろんな条
件がついてしまっていて、それ以上進んでいなか
ったというふうに我々認識しているところです。
話ですので、私どもとしては、現時点、契約解除
までは、今のアイ・ビー・キャピタル社がやる前
提でいろんな交渉を進めさせていただいておりま
して、アイ・ビー・キャピタル社がホテル業務の
一部を地元の企業にお願いする、そういったもの
については、間に入りながら紹介を今させていた

だいているところではあります。

○委員（石野田浩） 今、指定管理から無償譲渡とするとき、いろんな方々からお話を聞いて、市内のホテル業の方々も相談をしてみたけど、やっぱり手がつけられないというような状態だったと。それで残ったのアイ・ビー・キャピタル社だけだったという話なんだけれども、そのアイ・ビー・キャピタル社が手を挙げているわけで、早い話が白旗みたいなもんですよ。挙げているわけですよ。だからそれであれば、やっぱり何らかの形で、行政がやらないと、本当に甑島を生かすという市長の考えもあるし、我々もそう思っているんだけど、そうであるとするならば、どんどんつぎ込んだり、あるいはほかのものと整合性がとれないものを、それでわざわざ補正予算を組んでやるということよりも、もっとやっぱり行政が自分たちで責任をもって、ここをやっていきますという形にしないといけないんじゃないかと思うんだけど、その辺は、副市長どうですか。

○副市長（永田一廣） これまでの甑島館の形態、運営形態については、説明のとおりでございます。

無償譲渡という一定の方針を決めて、平成27年度6月議会に関連条例もあわせて議決をいただいたところでございます。

現在もこの有効に生きている土地、あるいは公有財産の剰余軽減額、これに沿って我々としては進めていきたいと考えております。これを進めるために、2年間経過する中でアイ・ビー・キャピタル社の苦悩というんですか、課題というのが、雇用の問題とか、施設の改修、そういったのが届いてまいりましたので、現在のこの無償譲渡の形態の中で、議会の御理解を得ながら、その流れの中で運営を続けていく考えでございます。直営に戻せというような、極論すれば、そういう御意見だと思いますけれども、繰り返しになりますけれども、譲渡した現在の形態の中で、いかに継続して甑島の振興を図れるかという視点で御相談しております。

○委員（石野田浩） それは譲渡を我々議会も認めて、そうやったという経緯はよくわかるんだよ。だけれども、それは無償譲渡して、この契約書にもあるように、もう自分たちがちゃんとやりますよと、10年間間違いなくやりますよという契約があるわけだから、それを途中でできないとなると、今度はそれに、行政が今度はま

た手助けをしながら無償譲渡という最初の条件から逸脱するようなことを支援しながらやっていっていいのということよ。それがどうも、市民側からもそうだし、議会としてもなかなか納得ができないという話。

○副市長（永田一廣） 直接的な回答にはならないかもしれませんが、現行の譲渡の形でできる支援をして継続させてもらいたいと。直営となった場合に、いろいろ試算してみましたら、またかなりの高コストになってきますので、そこら辺は、コストの関係も加味しながら考えなければいけないというふうに思っております。

○委員（石野田浩） よくいろんな議論をすると、いろんなところに整合性がないわけよ。だから、今の副市長の御意見ももっともなの。そういう中でやっていかなきゃいけないけれども、こんな無償譲渡する時点で、もう既にそれを継続してやりたいということに少しでも支援しようということでしょう。それやったら無償譲渡の最初の前提が間違えているということでしょう。契約そのものを見てもそうだし。だから今度は直営にすると、費用がかかってどうしようもないよという話なんだけれども。直営にすると経費がかかってどうしようもないというよりも、無償譲渡を契約して、民間に委託をして、委ねてもらいましょうと、必要な施設だからやってもらいましょうというって契約を結んだ。それが途中で、いや、もうできませんから休館してやるしかないよ。あるいはこういう援助をしてもらえればできますよという話では、おかしいんじゃないかなと思うんだけどね。さっきから出ているように、そういうことであつたらば、ほかからもどんどん出てくると思う。だから、自分たちとしてもなかなか落としどころというか、決着のつけようがないところはあるんですよ。だけれども、議論していく中で、ますます不信感が募ってくるというか、どうも合点がないところがたくさん出てくる。だから、原点に戻ってもらって議論し直すという話でないよ、ちょっと収拾がつかない話ですけども。こういう提案はどうかと思うんだけど、委員長、もうちょっと我々が納得いくような調査なり、あるいは資料提供なりしてもらいながら、そしていろんな人たちに意見を聞き、参考人招致でもしてもらいながら結論を出していかないと、ここで今すぐ可決ですよ、否決ですよじゃ話が通っていかな

いような気がするんですよ、両方のことを考えて。もちろん甌島の甌島館を残さなきゃいけないというのは、我々も気持ちは一緒だから、そういうことを考えると、どういう方法でやったほうがいいのかというのは、すぐ、きょうここに結論を出すというのは、非常に難しいんじゃないかと思うんですけども、皆さんに諮ってみてください。

○委員長（下園政喜） ただいま閉会中に、現地調査とかいろいろありましたけれども、これはやっぱり継続審査の扱いとなったときに、その後にお諮りしたいと思いますので、御了承願います。

それじゃ、質疑は尽きたでいいですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜） 質問は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑に入ります。御質疑願います。

○議員（成川幸太郎） この前から更地返還ということを言われて、これはきょうも、もし撤退する場合は、更地返還だということと言われましたけれども、了解を得ていると、契約書には一言も出ていませんから、これについての向こうが了解を得ている文書を取り交わしているのかどうかということ。

それと、民間業者です。4億9,000万円取り壊し費用がかかるという見積もりをされたということですけども、この契約書でする限り、相手は壊さんと思いますよ。賃貸借契約のほうでの更地返還であって、契約書に沿えば、無償譲渡の契約書は、無償譲渡で原状復帰となっている。本当であるんだったら、今の更地返還の契約というのは、別個になきゃいけない。言葉約束だったら、民間業者は、契約書でしておったら、要するに借りた土地に建てた、自分で建てたものに対しては、更地返還義務が発生するけれども、無償譲渡で原状返還をするというものに対して壊す必要はないということを当然言い出すと思うんですよ。そこら辺についての弁護士を立ててる、立ててると言われるんですけども、弁護士は100%じゃないですからね。契約でいって、それ以外の文書の取り交わしがないんだったら負けますよ。更地返還しないと言ひ出しますよ。そこら辺はどうでしょうか。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫） 契約書上の二つの見解があるんじゃないかということがあります。基本的に契約書上においては、契約解

除事案になる可能性が十分あるところであります。仮にその契約解除の場合において、建物であれば原状回復の更地返還、土地については、更地返還であります。ただ、これについては、これまで先ほどもありましたけれども、譲渡後に、市が改修をまずしているというのが一つあります。それに対して補助金が発生しておりますので、これを返納することがあります。

それと社においては、建物に投資をしてございますので、そこに権利関係がそれぞれ発生していることにあります。仮に返還が成立したといたしましても、雨漏り等を老朽化対策で直営で行わなければならないという部分も運営を続けるのであれば、会社が予定していた部分の改修等の経費を見る必要が出てきます。その間、直営で指定管理を経て、最終的にこれまでありましたように、無償譲渡で行き着いた経緯がございますので、公営で、市が直営で運営していくというのは、非常に難しいというふうに見ております。

したがって、改めて、この譲渡先を探すということを検討する必要があるということと、時間の経過とともに、譲渡時から時間も経過しているということと、その施設につきましても、さらに老朽化が進む部分が出てきますので、それらについて、そのめどが立つかということも、まだ課題として出てくるというふうに思っております。

したがって、ほかの譲渡先を探すとか、あるいはそういう部分が出てきますので、非常に難しい部分が出てくるというのが一つ出てきます。それで、仮に原状回復で、市がそれを選択する場合でありましても、今後については、宿泊施設以外の用途で考えていかないといけないんじゃないかということも考えられます。アイ・ビー・キャピタル社において、契約解除となりますと、当然、二つの契約はあるものの、社としては更地返還を認識されておりますし、これは市としてもこの二つの契約の中で契約解除ということになれば、更地返還というのは、双方とも、それはお互い認識しているところであります。

○副市長（永田一廣） 委員長に御相談でございます。今、成川議員のほうから契約上の扱い、争いになった場合の想定される御質問ですが、これにつきましても、協議会に切りかえていただいて、その中で意見とか、質疑とか、そういう形にさせていただければと思います。委員会、本会議の中

で仮の訴訟、裁判の件をちょっと議論するのはいかがなものかなど。済みません、僭越かもしれませんが、御相談でございます。

○委員長（下園政喜）よろしいですか。

では、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前11時17分休憩

~~~~~

午前11時24分開議

~~~~~

○委員長（下園政喜）委員会に戻します。ほかにありませんか。

○議員（福元光一）今まで出てきた意見の中で、この1年間アイ・ビー・キャピタル社が代表して赤になったと。しかし、4年後からは黒字になるという発言もありましたが、その決算の内容を把握しておられて、そういう発言をされたと思えますけれども、なぜ赤字だったのか。そして4年後から黒字になるという予想を立てられているような感じですが、幾らの黒字になるのか。そして10年間ホテル業を続けるという約束ですが、黒字で10年間営業して、幾ら利益が出るのか、書いてあるように、4億9,500万円もかかるんだとしたら、そこを業者はどういう計算をしているのかというのと、もしアイ・ビー・キャピタル社が倒産とか、連絡不能になった場合は、どういう手続をとるのか。数年前、大村高校の契約業者が連絡がとれなくなって、違約金もとれない。もうそれは没になったと思えますけれども、そういう例も考えて、今ちょっと話を聞いていると、ちょっと先のことはやってみないとわからんようじゃいけないし、想定をして、この連絡がとれなくなったらどういうふうにするとか、今回、1億円も設備投資をする。もちろん公金を使ってするということは、それだけの責任をもってやっていかなきゃいけないし、今回は、休館ということで絞ってなんですけれども、先ほどの議運のときに対策監に半年後は、本土で営業をさせる自信があるのかといった場合に、あるという返事もらったんですけれども、今の議論を聞いていると、当然じゃないけど、あるようですとか、あるんじゃないですかというような感じになってきます。それでやはり許されるならば、この契約書をアイ・ビー・キャピタル社と当局ともう一回協議をして契約をし直すと、そうしないと先ほどから出

ておりますように、甌島館だけに1億円のどうのこうのということは、市民も許さないと申しますから、やはりできるならば、先ほどから出ております弁護士もひっくるめてでもいいですから、もう一回契約をし直したらどうですかね。そのことについて、ちょっとお話を。

○副市長（永田一廣）何点かございましたが、私のほうは一点だけ、最後のほうにございました、改めて当事者アイ・ビー・キャピタルさんとし、契約書を取り交わしたらどうかという点、お答えします。

平成27年のこの二つの契約については、依然有効であると、これは認識しているでございます。いろいろ2日間にわたり、今後出てくるでしょうけれども、いろんな御懸念の点がございまして、これについては、補正予算を可決いただいたらの前提ですが、今後の予算の執行の中で確認書をとる。半年後には再開、あるいはしっかり10年間運営をするとか、そこら辺はしっかり確認はとっていきたくて思っております。契約書の改定とか、そういう形ではなくて、補助金執行の中でしっかり確認をとっていきたくて思っております。

○商工観光部長（古川英利）無償譲渡した時点で、収支計画を一応御検討いただいています、私も確認しているところです。その収支計画では平成31年で黒字化というような、今考えていらっしゃると思います。決算も直近のやつを常に確認しながら、総資産の状況であるとか——ほかに事業されている部分がありますので——そういった確認もさせていただいて、問題ないだろうというふうに認識しているところです。

今、平成28年が実質2年目になったんですけれども、計画では約9,000万円の売り上げを見込んでいらっしゃいましたが、売り上げ自体は1億円を超えております。ただ、先ほどこれまでも答弁しましたように、雇用の関係が、人の把握ができないので、島外から宿泊込みでやっぱり人を入れたりということで人件費がかなり上がっているということで、4,200万円というマイナスに今なっているところです。アイ・ビー・キャピタル社のコメントでは、これは計画の範囲内だということと、大規模な黒字化というのは難しいかもしれないけれども、とんとんまで持っていければ何とか運営はやっていけるということは、

自信を持って言われています。ただ、その前提として島民の方々が地元の人材がやっぱり運営するという形を持っていかないと、丸ごとホテルの運営会社に任すとか、そういったものではなかなか収支は厳しいというふうに言われております。

アイ・ビー・キャピタル社が連絡がとれない場合はどうするのかということなのですが、私どもとしては、そこまで想定はしておりませんで、上場企業の役員までされて、ある程度地位もある方なので、そういったことはないであろうということで、決算書での確認は常にやらせていただいています。連絡がとれなかったときのバックアップというところまではいっておりません。

**○議員（福元光一）** 連絡がとれないのは想定していないということなんですけれども、副市長はその当時、大村高校のことを思い出してもらえばわかるんですけれども、あれはやっぱり法務局で会社の登記簿謄本もとらないで、やっぱり契約をしておったんですよね。それで連絡がとれなくなって、それでしまいには、こうして違約金もとれないという形になってきた。今、部長が言われたように会社がしっかりしているというのは、今現在であって、やはり会社というのは、いつでも変えられるわけですから経営者が変わってしまったら、あとの経営者というのは、いや、私たちはそういうのはもう知りませんよとか、いろんな手がありますから、やはりそこまでやっていかないと今回の問題はいけないんじゃないかと思えます。

それでやっぱり委員の皆さんもいろんな意見を今言われましたけれども、やはり今回の問題はもう一回仕切り直して、委員会をしたほうが、私はスムーズにというか、ある程度おたくらが考えておられる方向に行くのではないかと思っております。

**○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）** 補助金の今回の制度の中で、要領を今後定めていくということになるわけなんですけれども、その要領の中では、当然補助金の返還の条項を設けることにしております。これは今回の新制度に限らず、そういう補助金の部分については、返還規定を設けておりますので、基本的には、それでまずは対応していくというふうに考えております。

**○議員（井上勝博）** 今回のことについては、市民から非常に注目を浴びていて、やはり出すんですかと、私に聞いてくるわけですよ。別に私は当

局じゃないので、出す、出さないは言えないんですけれども、それだけやっぱり市民の関心、また疑問というのが広がっていて、これは変なふうにすると、本当に行政に対する不信というのが強まるという内容になっていると思うんですね。私は、これはもう契約どおりにやればいいと思うんですよ。例えば休館ということであれば、もう民間は休館して、建物を直すんだったら直すで構わないと思うんですよ。その後、半年間の計画で続けると言っているわけだから、だから続けるなら続けられればいいわけですよ。そして続けられなかった契約不履行なんだから、きちっと対処してもらおう。そういうふうにすれば、何も問題ないはずなんです。何でも市が慌てなきゃいけないのかということなんです。私はそれが非常に疑問なんです。そもそも、この間の指定管理でやっていて、かなりの修繕費用がかかっているということ自体、あの建物が本当につくってよかったものなのかどうかということも含めて、根本的な問題に変えていかなきゃいけない。私は、今さら確かにそんなことを言ったらしょうがないという方もいらっしゃると思うんです。ただ、私はこれからの教訓だと思っております。高い授業料かもしれないけれども、本当に身の丈に合った施設だったのかどうかということも含めて、きちっと教訓化していく必要がある。今後はやっぱりそういうことは、そういう失敗がないようにしていくということが、今大事なことなんじゃないかと。そして今回の補助金も、大手に対して補助するわけですよ。民宿だとか、そういったところなんかは、やはり受け入れるキャパというのは、それなりにあると思うし、甑島に来られる方も民宿のほうがいいという方もいらっしゃると思うんですよ。今回は、聞くところによると1億円以上は補助金を受けられるのは、甑島館だけですよ。そして5,000万円の補助金を受けられるのは三つしかないわけですよ。ほかのたくさんある民宿というのは全然そういうことはないわけですよ。これもやっぱり大企業と言えるかどうかわかりませんが、大企業を救済するという補助金になっているというふうに思うんですよ。私は、ただ今回のやつは、市は慌てないで、休館であれば休館ということできっちりと、それで受けとめて再開を待つというふうにすべきだと。再開できなければ契約不履行というふうにすべきだと思いますけれども、いか



がでしょうか。

**○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）** 今回の制度におきましては、単独で甌島地域においては100人規模の団体が宿泊できる施設というのは、甌島館だけでございます。そういう部分では、仮にそういう経営断念ということになれば、施設もなくなるという可能性が十分あるということがまず1点あります。

それと仮にそういうふうになれば、蘭牟田瀬戸架橋完成後においてそういう団体についての宿泊を受け入れ先がなくなるということで、甌島の観光振興を含めて、地域経済にも大きな影響を与えるということで、今回制度設計をやりまして、今回補助をしようとしているものでありますので、そういう趣旨で今回の制度はつくっております。

**○議員（井上勝博）** 補助金の趣旨というのは、おっしゃるとおりなんですけれども、ただ先ほども明らかにされたようにこの補助金がなければ、結局甌島館は撤退する可能性があるということでつける補助金になっているわけですから、こんなおかしな話はないと思います。

**○議員（森満 晃）** 済みません、このアイ・ビー・キャピタルさんからの全面改修の支援について、書面でもいただいておりますけれども、契約に基づきということで、平成37年9月30日までは運営を継続しますということです。ということは、ここまですれば、この民間にとっては、責任は果たしたということになるかと思えます。

今後の将来について、本当に本市にとっても、甌にとってもそれだけのキャパがある施設で、重要施設であるということであれば、これは更地にするというよりは、やっぱりどうにかして残していかなければ、これまで先日も副市長も言われましたけれども、甌の観光に力を入れてきて、とめるわけにはいかないんだということをこの間も委員会でおっしゃいました。そういった意味で、あと7年半に、まず市としてどういう方向性を持っているのか。もう解体してもいいのか。それとも、やっぱりこれをこのまま何とかして赤字を打つても、もう市が直営でもやっていくんだという覚悟があるのか、ちょっとそういったところをお聞かせください。

**○商工観光部長（古川英利）** 先ほども同じような意見が委員からもございましたけれども、私どもとしては、まずは今の契約に基づいて、10年

間やってもらうというのは基本です。これが基本でありまして、仮に撤退となれば、契約解除で、先方がスムーズに——ちょっと仮定の話になりますけれども——ちゃんと返ってくるかどうかというところもありますので、その後、撤退した後のいろんな議論については、その段階じゃないとちょっとお話ができないんじゃないかというふうなところが正直なところです。

**○議員（森満 晃）** あと7年半しかないわけですよ。それに対して1億円ってどうなのかなど。そしてやはり、本当に僕は島ときっちりやっぱり協議をしていかないと、やはり下手したら島が二分するような、分かれてしまうようなことに、こんなことについてなってしまうんじゃないかと思えます。この支援について、最後のほうにも設備・運営について、金銭的支援の要請は行いませんということは、これ以外はアイ・ビー・キャピタルさんがまた何かの形で市に要請してくるとも限らないわけですよ。だからそういった意味でも、先ほど部長が言われた、再度確約書なり、何かされるということで、やっぱりそういった部分も含めて、やっぱり慎重に協議するべきじゃないかなと私は思います。ですので、やっぱり私は委員外ですけれども、やっぱり委員として皆さん方もやっぱり実際、また地元に行って、やっぱりいろんな意見を聞かれて、十二分にやっぱり私は本当に慎重に検討していかないと、やっぱりこれは本土側にとっても、私たちも、これ地元に戻って、どう弁明していいのか、どう懇願していいのかというのは、やっぱり非常に大事な問題じゃないかなと思っております。

**○議員（持原秀行）** 長引いておりますので、1点だけ確認をさせていただきます。

この議会資料の中で、資料3、資料4が出ています。同じ日付で理解ができない文言が二つ入っていますので、雇用対策の体制づくり等を行うために施設を一時休館することといたします。それと同じ9月7日に、雇用の確保のめどがついたことからということが入っているんですが、時系列的にいつ出されたのか、教えてください。

**○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）** 2件の申し出につきましては、9月7日夜に出されております。これについては、まずメールで出されているものでございます。

**○委員長（下園政喜）** もう一つは。

○観光・スポーツ対策監（坂元安夫）同時にメールで出されているものであります。

○議員（持原秀行）今の質問にあったんですけども、同時期に同じ時間帯にこういう相異なることが出てくるといことが、それは通りますか。通常の契約事とか、普通の話の中で、こんな相矛盾することがそれをすんなりとあなたたちは受け入れたんですか。

○商工観光部長（古川英利）議員おっしゃるのは当然のことだと思っております、私もすぐ質問をしたら、こういうことでした。今の状態であれば、人材もいなくて、フルタイムはほとんど外からの人ですので、雇用関係を立て直したいので休館したい、これは読みどおりです。

もう一つは、先ほど言いましたように、一方で3人の希望者が来たと、これが全員本雇いになるかどうか見きわめないといけないんですが、そうやって、今後紹介してもらおう人材についても、この半年間で雇用を集めながら教育をしていって、トレーニングなどをやって、運営を再開したいという意味ですということでした。先方から出されたので、私どもとしてこことここを直してくださいというのは、一切しておりませんで、もうそのまま理解しましたということで、一応受け取りはさせていただいたところです。

○委員長（下園政喜）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（下園政喜）質疑は尽きたと認めます。

ここで休憩に入ります。

再開はおおむね10分後といたします。

~~~~~

午前11時45分休憩

~~~~~

午後 0時 2分再開

~~~~~

○委員長（下園政喜）委員会に戻します。取り扱いをどうしますか。

○委員（石野田浩）先ほどもちょっと言いましたけれども、いろんなことで、まだしっかりと委員会としても調査をしなきゃいけないこともあるし、参考意見を聞かなきゃいけないこともあると思うので、継続にさせていただいて。ただ、時間がなかなかないので、休館の日にちを余り縮めてもいけないので、閉会中審査にさせていただいて、あとはまた当局と打ち合わせをしないとけないん

ですけれども、臨時会も視野に入れながら継続していただきたいと思います。

○委員（川畑善照）採決をしていただきたいと思います。やはり時間的にも本会議をずらして、休会中に持っていった場合に、委員会もまた次の委員会を本会議終了後にまたして、その後本会議をしなきゃなりませんので、どうしても工期がおくれ、そして甑島にとってもマイナス面が出てきますので、採決をしていただいて、附帯決議をつける方法もありますので、その方法をとっていただきたいということをお願いしたいと思います。あとは採決をお願いします。

○委員（中島由美子）同じく採決をお願いします。というのがやはり休館が長引いたりとかになって、甑島館の運営をしっかりと今体制を整えようとしているところなので、この期間中にしっかりと体制を整えるべきだと思うので、臨時会とか何かとかおっしゃいますが、大変立て込んでいるところでもありますので、今回でしっかりと採決をするべきだと思います。

○委員長（下園政喜）ただいま採決と継続審査が出ておりますけれども、ここで継続審査とするかどうかの判断を仰ぎたいと思います。よろしいですか。

本案を継続審査とすることに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（下園政喜）起立多数であります。

よって、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

なお、委員長において、閉会中の継続審査の申し出を議長にいたします。

それでは、先ほど閉会中に現地調査を実施したいとの意見がありましたが、このことについて、御意見ありませんか。

○委員（今塩屋裕一）現地調査ということを含めて、皆さんの意見もちょっとお聞きしたのもあったんですけども、10月4日が本会議終了ということで、早目にできれば行きたいと思うんですけども、その日程調整をしてもらえればと思うんですけども。

○委員長（下園政喜）それでは、閉会中に現地調査を実施することにして、そして実施日につきましては、今後調整することとしたいと思います。あわせて、委員派遣については、委員長に一任し

ていただきたいと思いますが、それで取り扱うこと
とで異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜）異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（下園政喜）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会の報告書の取りまとめについては、委員長に一任していただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下園政喜）異議なしと認めます。

△閉 会

○委員長（下園政喜）以上で、企画経済委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会企画経済委員会
委員長 下園政喜